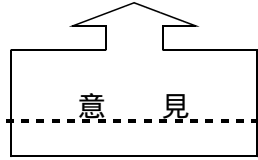




教員の人事についての役割分担

| 区 分 | | 事務内容 | 担当機関 | 審議等の取扱い |
|-------------|---|--|---|--|
| 教員の人事に関する事項 | 経営者（トップ）の判断により決定又は実施すべきもの 《リーダーシップの発揮》 | 経営関連 定数管理 採用・昇任の方針 給与制度に関する事 人事評価に関する事 (人事評価の処遇への反映に関する事) 福利厚生制度に関する事 | 経営審議会 《予算に密接に関連し、経営面への影響あり》  | 経営審議会又は教育研究評議会において審議  |
| | | その他 採用・昇任の決定に関する事 不利益処分等の決定に関する事 給与制度以外の人事制度に関する事 人事評価に関する事 (個人ごとの評価の決定に関する事) | 教育研究評議会 《教育研究の特性への配慮》 | 理事長（学長）が決定 |
| | 公正・中立的な機関が決定又は実施した方が好ましいもの 《公正・公平性の確保》 | 他 採用・昇任のため の選考 教育研究業績審査 (採用選考の場合のみ) 公募・試験 総合審査 | 教授会（人事委員会から委任） 《教育研究の特性への配慮》 | 人事委員会（教授会）において実施、審査 《教育研究評議会へ結果報告》 |
| | | 基準・手続 人事全般に関する基準・手続に関する事 (採用・昇任、人事評価、給与、服務、処分等) | 人事委員会 《全学的な視点からの人事》 《公正性、透明性、客観性の確保》 | 人事委員会において審議  理事長（学長）が決定 |
| | 審査 人事に係る不服申立てに関する事（不利益処分、人事評価等） | | 人事委員会において審査 | |